

別紙①

金池小学校	配置人数	勤務時間	出勤時間帯	給与（基本給）	給与（賞与）	給与（合計）
正規職員	3人	7時間45分	8:10～16:40	年齢や勤続年数等による	4.5か月分	基本給, 賞与, 各手当（通勤手当など）
会計年度任用職員 （1日勤務）	4人	7時間15分	8:10～16:10	時給1,247円	4.5か月分	基本給, 賞与, 各手当（通勤手当など）
会計年度任用職員 （4時間パート）	1人	4時間	8:30～12:30	時給1,247円	4.5か月分	基本給, 賞与, 各手当（通勤手当など）

※会計年度任用職員には、代替職員を含みます。

大在東小学校	配置人数	勤務時間	出勤時間帯	給与（基本給）	給与（賞与）	給与（合計）
正規職員	2人	7時間45分	8:10～16:40	年齢や勤続年数等による	4.5か月分	基本給, 賞与, 各手当（通勤手当など）
会計年度任用職員 （1日勤務）	4人	7時間15分	8:10～16:10	時給1,247円	4.5か月分	基本給, 賞与, 各手当（通勤手当など）
会計年度任用職員 （4時間パート）	0人	-	-	-	-	-

※会計年度任用職員には、代替職員を含みます。

大分市立小学校給食調理場調理等業務受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市立小学校給食調理場の調理等の業務を公募型プロポーザル方式で実施するに当たり、業務の受託者の候補者（以下「受託候補者」という。）の選定を公平かつ適正に実施するため、大分市立小学校給食調理場調理等業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 受託候補者の選定基準に関する事。
- (2) 受託候補者の選定に関する事。
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が参画依頼し、又は教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校関係者
- (4) 市の職員

3 委員の参画依頼又は任命の期間は、受託者が決定される日までとする。

(委員の責務)

第4条 委員は、公平かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、プロポーザルに参加する事業者の提案に参加してはならない。
- 3 委員は、職務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開しないものとする。
- 6 選定委員会は、受託候補者の選定過程に係る公正性及び透明性を確保するため、会議の議事録を整備するものとする。

(報償金等)

第7条 委員（第3条第2項第3号及び第4号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、教育長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、教育部体育保健課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、受託者が決定される日限り、その効力を失う。